

【足立区情報公開・個人情報保護審議会】会議概要

会 議 名	第十三期・第7回足立区情報公開・個人情報保護審議会		
事 務 局	政策経営部 区政情報課		
開催年月日	令和5年12月26日(火)		
開催時間	午前10時00分～午前11時03分		
開催場所	中央館8階特別会議室		
出席者	川合 敏樹 委員	粉川 一郎 委員	面川 典子 委員
	はたの昭彦 委員	さの智恵子 委員	石毛かずあき 委員
	岡田 将和 委員	安江 文博 委員	宮崎 十三 委員
	上 茂之 委員	鈴木 由美 委員	堀 成美 委員
欠席者	水町 雅子 委員	松井 加奈絵 委員	坂田 誠 委員
	那須 康一 委員		
会議次第	別紙のとおり		
資料	<p>○確認事項</p> <p>1 第十三期・第6回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録(案)</p> <p>○諮問事項</p> <p>1 〔諮問第490号〕区政情報開示請求に係る権利の濫用運用ルール等の整備</p> <p>2 〔諮問第491号〕情報公開実施要綱の廃止、足立区情報公開条例施行規則変更及び情報公開の運用の手引きの変更</p> <p>○報告事項</p> <p>1 「足立区個人情報保護評価委員会」の実施状況の報告</p> <p>2 特定個人情報保護評価の実施結果について</p>		

(審議経過)

## 1 開 会

○山根区政情報課長 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、情報公開・個人情報保護審議会を開催したいと思います。

本日は、お忙しい中、足立区情報公開・個人情報保護審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、審議に入るまでの間進行を務めさせていただきます区政情報課長の山根でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、審議会の資料の確認をさせていただきますと思います。審議会の式次第、それから区長からの諮問文、事前に郵送させていただきました第十三期・第7回足立区情報公開・個人情報保護審議会の資料、それから席次ということになります。資料については以上の4点となります。不足の資料がございましたら、お知らせいただきますようよろしくお願いいたします。

審議会に先立ちまして、資料の修正がございます。申し訳ございません。

まず、表紙の報告事項1番は「「足立区個人情報保護評価委員会」の設置……」とございますが、設置に関しては前回の審議会でご報告しておりますので、削除となります。申し訳ございません。

2番目ですが、前回の審議会要録に一部誤りがございました。ページは5ページをお開きいただければと存じます。5ページの左の段でございますが、こちらの下から7行目、左側のところに「総合事業者」と記載がございます。正しくは「倉庫」です。「倉」の金庫の「庫」でございますけれども、「倉庫業者」という形になります。表示が誤っておりますので、こちらを訂正させていただきますと思います。大変申し訳ございません。

続きまして、29ページをお開きください。29ページの上部のところですが、「東京都」と書いてあるところに別添資料ページということで「●●ページ参照」という記載になっております。こちらは記載が漏れております。該当ページは40ページ、「40」になりますので、ご変更をよろしくお願いいたします。それから、下の横浜市の資料につきましても「●●ページ」という形になっておりますけれども、こちら「45ページ」ということで、記載が漏れております。申し訳ございません。

続きまして、53ページでございます。こちらの右側の諮問事項の項目のところを見ていただきますと、1のところに「情報公開制度の運営に関する重要事項」と入っておりますが、その後ろに小さい小文字のローマ字で「z」と入っております。こちら誤って記載がされているものでございます。こちらの削除をお願いしたいと思います。

以上につきまして記載に誤りがございましたので、この場で修正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、本日の審議会の定足数についてお知らせいたします。参加については、16名のうち13名の方のご出席を頂いているところですが、現在参加されている方が11名ということになろうかと思っております。いずれにしましても定足数の過半数を超えておりますので、本審議会は成立ということでお伝えしたいと思います。

それでは、第十三期・第7回足立区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

本日は、お手元の次第のとおり、確認事項が1件、諮問事項が2件、報告事項が2件でございます。

審議の際にご発言する場合に、毎回お願いで恐縮ではございますけれども、お手元に

ございますマイクのスイッチを入れてからご発言をお願いいたします。録音して議事録を起こします関係上、音声を取らせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

オンラインでご参加の方につきましては、発言の際に挙手でお知らせいただければと思います。

以後の議事の進行につきましては川合会長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○川合会長 では、ただいまから足立区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

まず本審議会の審議ですが、基本的にこれを公開により行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川合会長 ありがとうございます。特に異議なしということですので、そのように進めさせていただきます。

## 2 確認事項

### 第十三期・第6回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録（案）

○川合会長 では、次に会議録の確認となります。十三期・第6回の情報公開・個人情報保護審議会要録の確認を行いたいと思います。

こちらの要録は、審議会要録（案）という表題で事前に郵送させていただいております資料の1ページ～18ページにつづってございます。ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

特にご意見等ないということでしたら、先ほど事務局より訂正いただきました訂正を踏まえた要録を第十三期・第6回情報公開・個人情報保護審議会要録とすることでご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということですので、そのように決定したいと思います。

## 3 諮問事項

### 〔諮問第490号〕区政情報開示請求に係る権利の濫用運用ルール等の整備

○川合会長 では、次に諮問事項に移ってまいります。

まず諮問の1件目でございます。資料の19ページになります。諮問第490号「区政情報開示請求に係る権利の濫用運用ルール等の整備」でございます。

それでは、所管課からご説明をお願いいたします。

○山根区政情報課長 改めまして、区政情報課長の山根でございます。諮問番号の490号についてご説明させていただきます。

19ページをお開きいただければと思います。「区政情報開示請求に係る権利の濫用運用ルール等の整備」ということで諮問させていただくものでございます。

こちらの事業の概要ということでございますけれども、足立区の区政情報公開条例がございしますが、こちらの5条で区政情報の開示を受けようとする者に対して権利の適正行使と得た情報の適正使用ということを規定しております。

しかしながら、区が保有する行政資料を閲覧する申請を頂いた形なのですが、こちらの目的を逸脱した行為、主には、多くの資料が、申請はしているのですが、未閲覧で見に来られない、あるいはこちらの写しについても取りに来られないという方がいらっしゃいます。この方については開示費用についても納付しないということになりますので、その債権もかなり累積しているというのが現状でございます。開示資料を保有する所

管課は、当該の開示請求者の対応のため、資料の作成、開示できない部分についての黒塗りなど、結構真摯に行っておりまして、作業については結構膨大な時間がかかっているところがございます。この方に対しても我々区政情報課では窓口の面談とか督促などを行いながら、こちらを粘り強く開示できるようにということで対応させていただいているところがございます。しかしながら、残念ながら費用の納付には至っていないというのが現状でございます。

開示請求については、区民の皆様あるいは自治体としては開示を積極的に進めていきながら透明性を確保していくということが非常に求められることだということはよく存じ上げているところがございますし、この制度についてはしっかり運用していきたいと思うのですが、一方でこういう方に対しての対応にはかなりの労力を要するところが現状でございます。

このことにつきまして適正な行使を求めていきたいと思いますが、制度上、どの方でも開示請求はできるという制度になっておりますので、ここで、特殊な方に限ったことではございませんけれども、このような目的から逸脱した開示請求をされる方については、一定の考え方、一般法理の根拠ということで、権利の濫用ということで開示請求が却下できるという運用を厳格に適用していきたいと思っておりますが、その設定をさせていただきたいと考えております。

こちらにつきましては、情報公開条例の施行規則、情報公開の運用の手引きという形で運用しているところがございますので、こちらについての具体的なルールを変更記載し、こちらの内容について令和6年4月1日より運用できるような形で整えてまいりたいと考えております。

こちらにつきましては、両方の施行規則及び手引きの変更ということになり、情報公開制度運営に関する重要事項の変更に当たると考えておりますので、こちらにつきましては情報公開・個人情報保護審議会条例の第2条第1項第1号の規定によりまして当審議会に諮問させていただくということにさせていただいたところがございます。

諮問の内容につきましては、専門的な事項も含むことがございますので、こちらの審議会条例の施行規則第5条に基づく小委員会を設置していただき、内容について調査・検討を進めていただくような形を求めています。

1枚おめくりいただきまして、20ページをお開きいただければと思います。審議会の場でも区政情報の開示請求というのは議論がなかなかされていないところもございまして、開示請求の流れをご提示させていただいているところがございます。

21ページには、請求書はどのような形の項目で行われているかということでございますので、その書式を添付させていただいております。決定をする場合には開示の決定通知書というのを開示請求者の方にお渡しして、開示の内容、全部開示であれば全部のものを開示するということですが、一部黒塗り等ございました場合には一部開示ということで、不開示の理由を付記するというような形で通知をするようになっております。

24ページをお開きいただきますと、区政情報の開示をしない旨の決定通知書ということで、こちらの決定の内容は、全部不開示、不存在、それから存否応答拒否という開示に応じられない理由があるということですが、それについてはあることもないこともお答えしないという、この3つの決定ということで執り行っているところござい

す。

25 ページは今の権利の濫用のイメージ図ということで、左側が通常のケースで、大体の場合、全体の中で言えばほとんどのケースは皆さん開示請求をされてから決定したものについては閲覧をしたり、あるいは写し、1枚10円という形でコピー代金を頂戴するという形で進めているところでございます。

濫用のケースは右手のほうになりますが、こちらの場合には、中には区役所の窓口でトラブルになっていて、その当該部署に対して開示請求を範囲を特定しないと大量にとということしてくるということがございます。用意したものについても閲覧しに来ないということになりますので、何のために請求されたのかというのがちょっと不明になってきているというものでございます。

1枚おめくりいただきますと、26 ページに権利の濫用の対策ということで資料をつけさせていただいております。こちらは今回のケースを記載させていただいております。情報公開条例の施行規則を改正して、請求の却下という手続を規則の中に入れるという形になります。それから、情報公開の手引きにより具体的な解釈ですとか事例、それから手続に関しての具体的な手法について記載させていただくようなものでございます。

区政情報の閲覧が目的でないと判断する場合というのが非常に難しいところであるというのは存じ上げているところでございますが、より丁寧には行っていきたく思いますので、下の「注意すべきこと」ということに記載させていただいておりますけれども、①番の権利の濫用の決定というのは、非常に請求権を制限するということにもつながるものでございますので、そのようなことを妨げることがないということを十分に注

意して、それから安易に開示請求を拒否するというような運用は慎むような形で行ってまいりたいと考えております。

それから、文書が大量であることだけで開示請求を却下するということは判例からできないという形になっておりますので、そこについては十分に範囲を特定して、この範囲のところを請求ということで行ってもらおうという形をこちらから請求者の方に働きかけをしていくという形で行っていく。今も行っているのですが、それを徹底していきたいと考えております。

具体的には情報公開条例の施行規則に権利の濫用について追加するというところで、却下の規定は、こちら、27 ページに(1)～(5)ということで書かせていただいております。

先ほどの事例につきましては、(2)のみなし開示の期間内に開示を受けず費用を納付しなかったときという形になります。3か月間の間に開示決定されないと、開示決定されたという形に条例上ではなっております。その間に開示を受けなかった方についてはこの事例に当たるという形になろうかと思っております。

そのほかにも、目的が開示の実施以外であることが明らかに認められるということについては他自治体でも一番多いところではあるのですが、例としては、長時間苦情を述べて、開示請求の制度を利用して請求者の方の主張を実行させようということでそのような形を取られる方がいらっしゃるということがほかの自治体での主な権利の濫用の例でございます。

28 ページ、1枚おめくりいただきますと、「情報公開の運用の手引き」という冊子がございます。昔はこういうふうの本で行っているものなのですが、ここに運用とかいろいろなもの、趣旨ですとか、そのような具

体的なものを記載して、各所管並びに区民の方々にも見られるようにということでこちらをご用意して、区政資料室等に置いてあるものでございます。こちらの中身についても記載を変更させていただくということでございます。

それから、主な自治体や判例についても記載させていただいております。

主なところでは、様々な都道府県レベルでこの対応を情報公開条例の中に盛り込んでいるということが多くございます。東京都におきましても、権利の濫用ガイドラインということで 29 ページに記載させていただいて、40 ページ以降にその原文をつけさせていただいております。この中でも、「開示請求における権利の濫用」という言葉で、どのようなものがあるのかということは東京都でも明示させていただいているところでございます。

それから、各政令市でも行っているところでございますけれども、横浜市においても平成 22 年に、こちらは情報公開条例を改正して、条例の中に権利の濫用をうたっているところが情報でございます。45 ページに記載がでございます。

3 番目が裁判例ということで、各種記載させていただいております。自治体だけではございませんで、国の情報公開法におきましても同様な形の判例とかが出ているところが現状でございます。

30 ページ以降は、情報公開条例の施行規則の一部を改正するというので、規則の新旧対照表を載せさせていただいているところでございます。

36 ページ以降は、先ほどの手引きの修正箇所について網かけをさせていただいて載せさせていただいているというのがこちらの資料でございます。

雑駁な説明ではございますが、私からこの諮問についてのご説明をさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。  
○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何かご質問等ありましたら、お願いたします。  
○はたの委員 はたの昭彦です。区議会議員です。

何点か質問させていただきたいと思うのですが、まず初めに事業の概要の中身についてなのですが、上から 4 行目に「逸脱した行為を繰り返し行う開示請求者がいる」とあるのですが、これは複数ではなくて 1 人の方が繰り返しているということでしょうか。

○山根区政情報課長 内容につきましては、1 人の方が多く行っているということで、ほかの方も閲覧しに来ない方というのは毎年若干ございます。そこについては閲覧が継続して何回もという形ではないのですが、複数人、スポットではいらっしゃるというところが現状でございます。

○はたの委員 私も議会質問なんかにかかすために情報公開請求するのですが、必要があって請求するので、閲覧に来ないということ自体がちょっと信じられなくて、この報告を聞いて、あ、そういう人もいるんだなという思いをしたのですが、「多くの資料が未閲覧であり、開示費用を納付していない」とあるのですが、この繰り返している方はどれぐらいの件数が未閲覧で、開示費用の納付金額というのはどの程度に上っているのでしょうか。

○岩田情報公開担当係長 情報公開担当の岩田と申します。

公開の場で行われているものなので詳細は申し上げにくいのですが、請求全体

としては7年間累積で200件以上の開示請求をしているのですけれども、そのうち受け取りをしているものは90件程度ということで、費用としましては40万以上の金額が滞納されているというような状況でございます。

○はたの委員 最後のほうに、「一般法理を根拠とし、権利の濫用に該当する開示請求が却下できるものとする」と、現状でも民法を活用すれば権利の濫用で開示請求を却下できるものとすると考えて書いてある。そういうことなのだろうと思うのですけれども、しかし現状ではそういった請求が繰り返されてもやはり応じなければいけないというような区としての判断というか解釈ということなのでしょうか。

○山根区政情報課長 はい。開示請求につきましては、こちらをお断りして却下するという形は、先ほど若干説明させていただきました権利を制限するという点からつながりますので、透明性の確保という点からは、なるべく行わないで開示をしていくというスタンスで、透明性を高くしていくということで臨んでいるところでございます。

しかしながら、やはり特定の方がこういう形になってくるとなると、その手続ですとかその内容によって類型化して明らかになっているものをしっかり特定することが必要だろうと思いますので、今回こういう形の手続を皆様方にご審議いただいて、ご了解いただいた段階で手続として実際に行っていくと考えております。

○はたの委員 先ほど説明があったように、権利の濫用とする判断基準というのは非常に難しいということで、慎重にしなければいけないというお話だったのですが、初めての請求の方、1回目ではなかなか難しいのかなと。この人が権利を濫用したか、説明にあっ

たように暴言を吐くとか脅迫的なやり取りみたいなので言えば見て分かりますけれども、それ以外はなかなか難しいと思うのです。

それで、今回の運用の手引き（変更案）の中で、39ページの2番の（2）の「審査」というところで、開示請求に応じない旨の決定通知書については区政情報課長の判断と書いてあるのですけれども、これは1人の判断ということなのですか。それとも複数で協議するとか、そういう判断が必要ではないのかなと私は思ったのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○山根区政情報課長 こちらは、資料を保有している原課、所有している所管課がございまして、そちらの課長との協議という形に区政情報課長としてはなるかと思えます。しかしながら、これで却下をするとなると、こちらは政策経営部長、それから区長の決裁を取った上で決定するという形になりますので、そういう意味では私とか区政情報課長だけが判断するという形ではなく、こちらの内容についてご説明して、しっかり区内の中で意思決定した上で決定していきたいと考えております。

○はたの委員 そうすると、あくまでも区の行政機関の中で判断、例えば第三者委員会みたいなをつくって、そこで判断するというわけではないということですか。

○山根区政情報課長 そうですね。こちらにつきましては区の中でのラインのところで決定していくという形になりますので、そのように考えております。しかしながら、こちらの決定した内容とか、こういうことについて却下したということについても、事例としてこういう事例があるということで審議会とかでお示ししていくことが必要だというふうにご意見とかを頂ければ、検討させてい

ただければと考えております。

○はたの委員 分かりました。ありがとうございます。

○堀委員 堀でございます。

何点かあるのですけれども、まず、今までなかったことに驚きました。ほかの自治体にはあるのに。逆に真摯に対応された皆様にはご苦労さまなのですが、まず納付、1回目は分からないと私も思うのですけれども、未納がある時点で次の申請ができるということにちょっとびっくりしました。それは一般社会的にもあり得ないことで、私は医療関係者ですけれども、お金を払わないまま受診を続けて処方してもらえとか、そういうことはないです。それで、曖昧にしないほうがいいと思っていて、それは次世代のために、ルールはルールとしてやらなくてはいけないのだということで整えていただきたいと思います。

あと、コピー代の問題ですけれども、やはり従事されている方の人件費とか時間を考えたときに、他の区民の皆様が著しい不利益だと思えますし、私は、ここからは余談として聞いていただきたいのですけれども、意味がない仕事を繰り返させられる人がハラスメントとして鬱になったりもしますので、やはり全体のことを考えて、ご提案の内容は大変適切だと思いますし、小委員会で足立区に一番よい形が整えられたらなと思います。

質問ではなく、意見です。

以上です。

○川合会長 ありがとうございます。

その他の方はいかがでしょうか。

○上委員 私、ちょっと判例を調べてみまして、29 ページですね。横浜地裁判決平成 22 年 10 月 6 日は、120 箱というものもあるし、その次の名古屋地裁判決は、よく判決文を見ているのですけれども、てっきり県のほうが

訴えたのかと思ったら逆で、不開示を受けた側が訴えて、その内容が 34 件不開示だったからこれは駄目だということで訴えたようなのですけれども、中身を見ると、特別支援学校の女性職員の写真を撮らせろと言って、学校の教育委員会もそうなのですが、とうとう撮影にも応じさせたとか、どう考えても常軌を逸していると思うんですね。

お聞きしたいことは、そもそも論なのですけれども、民法の大原則を今適用する、判例を適用するということなのですけれども、そうではなくて、例えば手数料を払って開示してもらおうということ言えば、何か契約じゃないかと私は思うのですけれども、そうすると、支払いをしないということは債務不履行です。ですから、何を言いたいかというと、債務不履行による損害賠償請求を起したっていいと思うし、もっと言うと刑法の威力業務妨害とか偽計業務妨害というようなところを使ってやればいいんじゃないかなと思うんです。最終的に被害を被るのは区民なので、どうしてそういうことをなさらないのですかということを知りたいのですけれども。

○山根区政情報課長 今、上委員からお話がありました最初の損害賠償請求というか、今の払われていないものにつきましては、我々としても粘り強く任意で払っていただくのが裁判費用とかコストがかからない部分もありますので、なるべくそういう形で努力しています。ただ、もうそろそろ 10 年で時効が来るものもございまして、そういう意味では、今、上委員がおっしゃったような形で、それが動かないということであれば、裁判での支払督促ですとか、そういう形、裁判所を通じた形での話になります。ただ、そのときにはお金を裁判で確定しても、その費用について 40 万何がしの金額を実際に取らないと



いけないのですけれども、そこについては、資力があるのかとか、そういうところから非常に困難を極めるようなこともあろうかなと思います。

それから、先ほどの刑法罰の件でございますが、私どものほうでも弁護士の先生方とお話しさせていただいて、威力業務妨害とか偽計業務妨害とか、こういう形での立件というのはなかなか厳しいのではないかと、判例的にもあるわけではないのでなかなか厳しいというお話は頂いているところですが、これも該当がしっかりとできる、立件できるということであれば、我々としても当然のことながらそういう対応は進めていきたいと考えます。

○上委員 分かりました。どうもありがとうございました。

○川合会長 では、先に石毛委員、次いでオンラインの鈴木委員、お願いいたします。

○石毛委員 今のお話の続きなのですけれども、要するにそもそも今回の問題というのはお金が回収できないということですよね。ですので、例えば、当然区民サービスの中でできることとできないことがありますから、今契約とおっしゃったわけですが、その契約を結んだときに先にお金をもらうことはできないのかなと思うのです。そもそもこの情報請求に関しては、この辺にもいろいろと書いてありますけれども、区が保有している情報を適時に、また適切な方法で区民に提供するというのが大原則で、ここは曲げてはいけないと思うのです。ですので、先ほどどうしたらいいかと迷うところ、厳しいところがあるのですけれども、その基準云々かんぬんとか考えるのも大事なのですが、そもそもお金のやり取りの中で変更できることはないのかなと普通に思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○山根区政情報課長 今、石毛委員がおっしゃられたとおりでございます、実際のこちらの情報公開請求の作業としましては、コピーをして枚数が確定したという形になった段階で、先方の請求者の方にご案内さし上げます。何枚で幾らでございますということで。それで取りに来ていただいたときにお金を頂戴してからこちらの印刷、コピーしたものをお渡しする、あるいは黒塗りしたものを閲覧していただくという作業になっているので、来る段階ではそういう形になるのですが、最初の請求された段階では枚数が確定していないものですから、費用が幾らというのが分からないというのが現状でございます。費用が確定するのは、資料のどれが該当するのかというのを特定して、その中に個人情報があれば塗ってという作業をして枚数が確定するものですから、金額が確定するのは少し時間がかかった後という形になります。作業が終わった後に枚数が確定するというのが現状でございます。特に数が多い場合には一枚一枚カウントしますので、1枚、2枚でしたらすぐ分かるのですが、それに時間がかかってしまうというのが現状でございます。

○石毛委員 先ほど堀委員もおっしゃっていたのですけれども、今の時代で開示請求をプリント1枚10円というのは果たして正しいのかなと思うのです。皆さんも働かれて。だったらパッケージとして考えたらどうなんだろうと思うのです。そうした工夫も考えられるのではないかとと思うのですが、いかがですか。

○山根区政情報課長 今お話がありましたパッケージということで言うと、最初に一定数の手数料ということで、何枚分まで、例えば10枚までを含んで100円とか、もう少し大きいと500円とかで、その中には10枚分

が入っていますとか、そういう形のを想像させていただいているのですけれども、そういう運用の仕方も可能ではないかとは思いますが。ただ、特別区の中での運用の仕方でそういうことをやっている区というのは、今のところ1区たしかあると思うのですが、基本的に情報公開条例が立ち上がったのは大分古いものですから、そのときには極力資力に応じてできる・できないというのをやめるために、なるべく低廉な価格ということで、コピー代金だけを頂戴して誰でも請求ができるような形にしていこうということがこの本旨としてありましたので、そのような制度を続けているところでございます。ただ、国とか東京都とか、自治体の中にはそういう形をしているところもございますので、それについては我々も勉強しながら、制度としてよりよいものというのと、区民の皆さん方が請求しやすい形を崩さないようにしていきたいと考えております。

○石毛委員 どうぞよろしくお願いいたします。  
○鈴木委員 私は質問というよりも意見になりますが、来年度から権利の濫用についての項目が追加になった際には、請求を受けたときにカウンターなどの表示もしくは資料の配布などをして、請求をする方にこの変更についてよく分かるように伝えていただくこととか、ホームページへの掲載というのもとても大事だと思います。今回この話を伺うまで、こういった請求をされる方がいらっしまったということも全然想像できていなかったし、区の方もご苦労されてきたと思うのですが、よく銀行のカウンターなどにも未然被害防止のために新しく決まった変更点などがよく表示されていると思いますので、区でもそういった手立てをされたほうがよいかと思いました。

以上です。

○山根区政情報課長 ありがとうございます。

多分この制度自体、そういう形も一つの予防効果になるのかなと考えますので、ぜひそういうことを私どもの窓口のところでも掲示をしっかりとしていくような形にしていきたいと考えております。ありがとうございます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他。

○粉川副会長 粉川です。よろしく申し上げます。

まず、今回のルールに関しては妥当なものであると考えています。ただし、最初にお話がありましたように、これは区民の方の大切な権利を制限するということですので、非常に慎重にお取り組みいただきたいと思えます。

質問が1点と意見がございまして、質問のほうは、今回制定されるこのルール、手引き等を見ていると、「繰り返し」という表現が複数出てくるわけですが、この「繰り返し」というものに関して何らかの数的な目安を設定する予定があるのかどうか、つまり、1回でも繰り返しなのか、あるいはこれが3回、5回、10回、そのあたり、判断基準みたいなものを何らかの形で持とうとしているのかどうかに関してお聞きしたいというのが1つ目です。

2つ目は意見になるのですが、先ほど申し上げたとおり、これは区民の方の大切な権利を制限するということになりますので、実際にこういうことで開示請求を拒否するような事態があった場合には定期的に審議会等で報告するというようなルールはぜひご検討いただきたいということと、先ほど来手数料に関して意見交換がございましたが、私としては、これはコストを回収すると

いう視点ではなく、あくまでも区民の方の権利をきちんと確保するという意味で言うと、現状のコピー代程度の手数料を取るといふようなところのほうが妥当だといふふうに、これは意見として申し上げたいと思ひます。

以上です。

○山根区政情報課長 今回の粉川委員からのお話につきまして、繰り返しの数、どれぐらいの量なのかといふのは我々もかなり議論してきて、目安といふのはなかなか厳しい。それから、様態といふか、されている方のどういふふうな行動だったのかといふこととなりますので、一つずつ丁寧に見ていくといふところがお答えになろうかなと思ひます。中には1回でもそのような形でされる、暴言を吐かれたり暴力的な行為を行うようなシチュエーションの場合、今のところ足立区ではそういう話はないのですけれども、それに近いような暴言ですとかクレームだとかは多数、人口の関係もありますから、各窓口で受けているところでございます。そういうことから、必要な手段として、取り得るかどうかはともかくとして、確保しておくことと、このような形の制度をあらかじめ考えておくことが必要だと思ひております。ただ、回数等につきましても、しっかりと却下するときには内容のところを確認をしながらしていくという形だと思ひますし、その方が過去から積み上げてきたことといふのも当然のことながら判断としてはさせていただくといふことにもつながろうかと思ひます。

それから、審議会への報告は先ほどもお話がありましたので、ぜひとも私どものほうも、透明性の確保といふことがございますので、皆様方にご報告を差し上げるような形にはしていきたいと思ひております。

手数料につきましても、同様のことながら、

今のお話を頂きまして、いろいろご意見が分かれるところもあろうかと思ひますが、コストといふ形のものであれば相当な金額になってしまうのが現実だと思ひます。それはなかなかこの制度でいふと取り得るものではないといふことは承知しておりますので、こちらについては、あくまでも区民の皆様方に透明性の高い区政を見ていただくといふこと的手段としては非常に重要な手段だと考えておりますので、ぜひそのことについて継続できるような制度にしていきたいと思ひております。

ありがとうございます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他ございますでしょうか。

すみません、会長自ら発言するの何ですが、先ほど来幾つかご意見があった契約では多分ないと思ひます。情報公開請求とそれに対する拒否の判断と、併せて開示する際の手数料の支払いをめぐる関係といふのは契約では多分ないはずですので、そこも含めて、どういふ仕組みをつくってどういふ運用にするのがベストなのかといふのはさらに詳細に詰めていく必要があろうかなと思ひます。

その他ご意見はないですか。

では、委員の皆様から重要なご指摘を多々頂いたところでございますので、この審議会で皆様から頂戴したご意見を踏まえまして、その他ご意見が特にないということでしたら、本件について小委員会で調査・検討するということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川合会長 ありがとうございます。特にご異議ないということですので、今後小委員会で調査・検討するということといたしく思ひます。

ありがとうございました。

**[諮問第491号] 情報公開実施要綱の廃止、足立区情報公開条例施行規則変更及び情報公開の運用の手引きの変更**

○川合会長 続きます、諮問の第2でございます。資料の53ページになります。諮問第491号「情報公開実施要綱の廃止、足立区情報公開条例施行規則変更及び情報公開の運用の手引きの変更」でございます。

引き続き所管課からご説明をお願いいたします。

○山根区政情報課長 引き続き区政情報課からご説明さし上げたいと思います。

こちら、情報公開の実施要綱という平成13年に情報公開条例が施行されたときから運用している要綱がございました。また、先ほどもご説明させていただきました情報公開条例の施行規則も設定しておりまして、その2つの規則と要綱で運用を図ってきたところでございます。さらに、こちらの手引きという形の冊子も作成いたしまして、これも審議会でご議論いただいたものを内容としては含めた形という過去の経緯がございまして、それを区として活用してきたところでございます。

しかしながら、規則とか運用の手引きにつきましては、条例の変更がございましたときに変更したり運用していくものとして活用しているところでございますけれども、要綱については平成13年から変更していないということでございまして、実際には運用の中身と大きくずれている。もう20年以上たっているものですから、整理しまして、その内容を規則の中に入れる、それから手引きで必要なものについては手引きのほうに落とし込むという形のものをご整理させていただいたというものでございます。それに伴いまして要綱を廃止するという形で整理させてい

ただくということでございます。

こちらについても先ほどの運用の変更ということになり、審議会条例の2条1項1号の規定ということになりますので、諮問させていただきまして、こちらの内容もご確認していただきまして、小委員会でもご議論いただくというような形で調査・検討していきたいと考えております。

具体的には、1枚おめくりいただきますと、54ページに、どのような項目が情報公開実施要綱の規定の中にあつたかということについて、大きなものはこの4点、1の(1)～(4)という形になります。

障がい者の方の開示請求の手續ということが要綱にも盛り込まれております。主には視覚障がいの方に対しての請求権を確保するというところで、口頭で言われた方について補記、代筆をするという形で今も行っているものでございます。

2番目が、公表されている区政資料の開示請求は受付しない。今はホームページで公開していたり、あるいは区政資料室に図書としてあるもの、例えば会議録とかこのようなものは公開になっておりますので、そういうものにつきましても開示請求の対象とはならないという形になっております。

3番目が、区政情報の検索資料の作成ということでございます。これは、区の資料にはどのようなものがあるか、区民の方々にはお分かりにならない部分が多くございますので、どのような資料があるということをご提示するための、検索できるための資料を作成することを区側に課しているというものでございます。

4番目が開示請求の件数とかの公表規定ということで、これは広報ですとか審議会、それからホームページ等にも掲載するというものを設けているものでございます。

手引きのほうに記載するものとしては、2の(1)～(3)ということで規定させていただいております。規則に入れるというほどのものではないのですけれども、主には開示請求の手続を盛り込んだものになります。こちらについては手引きのほうで整理させていただくという形で、(1)～(3)という形で規定しているところでございます。

後半に先ほどの規則のページと同様な形の資料をつけさせていただいております。こちらと、それから手引きについても、修正のところについては網かけをするような形にさせていただいているところでございます。

私からは以上でございます。

○川合会長 ただいまのご説明につきまして何かご質問等ありましたら、お願いいたします。

○さの委員 さのでございます。よろしくお願いたします。

すみません、こちらの1番のところ、障がい者等の開示請求の手続についての規定ということで、先日ご説明をお受けした際に、視力障がいの方に読み上げた上で紙もお渡ししているということで聞きましたが、今現在、何人の方がこれをご利用なされていらっしゃるのでしょうか。

○山根区政情報課長 私が窓口とかのところで把握しているところでは、今年度はお1人の方が視力障がいがあってそのような手続を行っているところでございます。

○さの委員 大変いい取組だと思っておりますけれども、そもそも視力障がいの方でこういうことがあるということを知らない方も大変多いかと思っておりますので、この辺の丁寧な周知も今後ぜひ進めていただいて。こういうサービスが受けられるということを知れば、開示をしたいという方も一定数はいるかと思っておりますので、障がいのある方にこういう丁

寧な周知も必要かと思っております。その辺もぜひ推進をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○山根区政情報課長 はい。ホームページとかですと読み上げの機能がついたりという形でできるのがありますので、そのところにも入れていたり、広報紙の読み上げのサービスもあると思っておりますので、こちらでも周知を図ってまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○さの委員 よろしくお願いたします。

○川合会長 その他ご意見等ございましたら、お願いたします。

○岡田委員 議員の岡田です。

先日、私、決算特別委員会でも区政情報の件に関してDXを進めてほしいというお話をさせていただいたのですが、先ほど説明があった中で、区政情報課のほうで情報公開が円滑かつ適正に実施されるように検索資料の作成と書いてあるのですが、検索資料というのは、例えばワードをたたいて、「指定管理者」「図書館」とか打ち込むとすぐぱっと区民が調べられるような、パソコン上というかインターネット上の検索資料なのか、それともアナログの検索資料なのか、1点確認させていただきたいと思っております。

○岩田情報公開担当係長 情報公開担当の岩田です。

私たちの仕事上で処理したもの、係長、課長、区長まで決裁したものというのは、今現在もインターネットで公表されております。なので、皆様、自由にインターネットを使える方についてはそれで文書を検索することができるのですが、そうではない方に対してプリントアウトしたものをご提供したりですとか、そういったいわゆるアナログ的なものでお渡しするようなことはしております。

○岡田委員 ありがとうございます。

私も区政情報室に伺ったことがあるのですが、紙ベースでいろいろ探すとなかなか自分が求めている情報にたどり着けないということもありますので、そこら辺は、もしよろしければ、区民の行政サービス向上ということで、検索しやすいようにご配慮いただくと大変助かります。意見です。

○山根区政情報課長 ありがとうございます。なかなかシステム化をするとコストの話もありますので、今、係長から申し上げたのは文書管理システムの公開の機能ということで、タイトルですとかそういうものではホームページから検索できるような形になっております。ただ、全部の文書についての内容とかまで踏み込むのはなかなか、公開できるもの、できないものがございまして、それは開示請求のほうで対応させていただくという流れになっております。岡田委員のご意見を頂きましたので、その内容をどういう形でできるのかというのは調査・研究していきたいと思っております。

○川合会長 その他ご意見等ありましたら、お願いいたします。——特にございませんでしょうか。

では、その他ご意見等ないということでしたら、ここまでの議論も踏まえまして、本件についても小委員会で調査・検討することとしたと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということですので、小委員会で調査・検討を進めるということとしたと思います。

ありがとうございました。

#### 4 報告事項

##### (1)「足立区個人情報保護評価委員会」の実施状況の報告

○川合会長 では、報告事項に移ってまいりたいと思います。

まず1点目でございます。報告事項「足立区個人情報保護評価委員会」の実施状況の報告についてでございます。資料72ページになります。

引き続き所管課からご説明をお願いいたします。

○山根区政情報課長 引き続き区政情報課からご報告させていただきます。

個人情報保護評価委員会を4月から立ち上げて実施しているところでございます。こちらにつきましては、個人情報の委託につきまして、72ページの4番目の委員構成のメンバーでその内容の安全管理措置について適切なかどうかということについて議論をさせていただきまして、大丈夫だということになったものについては評価を加えていくというような形の流れでございます。

開催日としましては、毎月開催しておりますが、案件がないときには不開催という形で行っております。4回目を7月12日、6回目を9月22日に開催いたしました。

内容としては、おおむね全体的にはA評価ということでございますので、安全管理措置はしっかりと取った上で業務委託を進めていくという形になっているものでございます。

1枚おめくりいただきますと、73ページに7月12日に行われました評価委員会の案件についての記載がございます。3点ございまして、こちらの案件については、上の2つについてはA評価という形になっております。3番目につきましては、コンビニエンスストアにおいて証明書に誤発行があったということについての案件でございます。こちらは報告という形になっているものでございます。

それから、不開催のときにおきましても、実際には、こちらの嵩上げの工事に係る買収交渉の業務委託ということで、これも前から行っているものではございますが、個人情報保護評価委員会の評価の対象ということではなく、安全管理措置については十分に取られているような形の委託で行っているということが確認できましたので、こちらは委託として実際にもう契約しているという形のものでございます。

それから、第6回目が9月22日に行われまして、こちらについては、74ページ、75ページのところで行っているものでございます。こちらも2件ございまして、2件についてはA評価ということでございまして、1枚おめくりいただきますと、75ページには、戸籍住民課のほうで、先ほどの関係のコンビニエンスストアでの証明書の誤発行がございましたが、この本庁舎の中にもマルチコピー機を設置して、なかなか待ち時間も長いところがございますので、区民の方々の利便性を上げるということで、このような形の導入ということになっております。しかしながら、こちらについては、マルチコピー機はご存じのとおり各メーカーですとかJ-LISという国からの情報のデータのやり取り等もございまして、こちらの内容について我々区のほうが契約のところいろいろと条件をつけることができないものですから、安全性については確保ができていないということで、評価を必要としないという形の結論に至ったというものでございます。

雑駁ではございますが、評価委員会の報告でございます。

○川合会長 ただいまのご説明につきまして何かご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。——特にございませんでしょうか。

では、特にご意見はないということでしたら、次の報告事項に移ってまいりたいと思います。

## (2) 特定個人情報保護評価の実施結果について

○川合会長 報告の2点目です。資料の76ページになります。報告事項の2「特定個人情報保護評価の実施結果について」でございます。

引き続き所管課からご説明をお願いいたします。

○山根区政情報課長 引き続き区政情報課からご説明させていただきます。

76ページをご覧いただければと思います。国民健康保険に関する事務についての特定個人情報保護評価、マイナンバーを含む情報についての評価ということで、こちらを実施させていただきました。

国民健康保険の全国のデータを取り扱う集約システムというものがございまして、こちらがこのたびクラウド化、クラウドにサーバを置くというような形に全国的に変更になりました。そういう形がございまして、各自治体ごとでこちらの評価を行うということでございます。マイナンバーにつきましては番号法という法律がございまして、こちらで規定している重要事項の変更ということになりますので、特定個人情報保護評価の再実施を行うということと、それにつきまして小委員会の皆様方に評価書の内容を点検していただきました。

主な変更箇所としましては、76ページの項番の4に記載してあるとおりでございます。システムの話になりますので、アプリケーション保守業務とシステム運用事務を追加したということと、取扱いのプロセスにおけるリスク対策ということで、クラウド化

した後の作業における措置というのを追加したというものでございまして、こちらについては小委員会の皆様方から了承いただいたところでございます。

小委員会の委員長は水町委員に務めていただいているところでございますが、本日は欠席となりますので、点検結果につきましては事務局からご報告させていただきます。

よろしく願いいたします。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何かご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。——特にないですか。

では、報告事項の2点目につきましては以上とさせていただきます。ありがとうございました。

## 5 閉 会

○川合会長 これでは本日予定している案件は全て終了ということとなります。委員の皆様におかれましては長時間にわたりご尽力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、事務局より連絡事項等ありましたら、お願いいたします。

○山根区政情報課長 再びでございます。すみません、こちらの席からで恐縮でございますが、委員の皆様方からの貴重なご意見を頂きまして、ありがとうございました。

事務局から連絡事項が3点ございます。

1点目ですけれども、次回の第8回審議会でございますが、3月を予定しております。日程が決まり次第ご連絡いたしますので、よろしく願いしたいと思います。

2点目ですが、地下の駐車場をご利用された委員の方々につきましては駐車券を用意しておりますので、事務局までお申し出いただければと思います。

3点目ですが、学識の皆様方につきまして

は、審議会終了後、10分程度お時間を頂戴いたしまして、小委員会の開催スケジュールの打合せをさせていただきたいと思っております。恐れ入りますが、このまま少々お待ちいただければと思います。

連絡事項は以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他特段ないようでしたら、本日の審議会はこれにて閉会とさせていただきます。ありがとうございます。

本日もご協力いただきまして、ありがとうございました。